

1 2. 自動車の整備の現況

〔1〕 自動車の整備の概況

(1) 自動車整備事業の認証・認定・指定制度の概要

事項	自動車特定整備事業の認証	優良自動車整備事業者の認定	指定自動車整備事業の指定
概要	<p>1. 自動車特定整備事業を営もうとする者は、事業場ごとに地方運輸局長の認証を受けなければならない。</p> <p>2. 認証基準</p> <p>(1) 事業場の設備</p> <p>① 規定の寸法の屋内作業場（車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場）、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を保有すること。</p> <p>② 規定の点検整備用機器を保有すること。</p> <p>(2) 整備士</p> <p>① 特定整備に従事する従業員（整備主任者を含む）の数を4で除して得た数以上が整備士の資格を有していること。（その数に1未満の端数があるときはこれを1とする）</p>	<p>1. 申請により、事業場ごとに地方運輸局長が認定を行う。</p> <p>2. 認定基準（別表）</p> <p>(1) 優良な設備</p> <p>(2) " 技術</p> <p>(3) " 管理組織</p>	<p>1. 申請により、事業場ごとに地方運輸局長が指定をすることができる。</p> <p>2. 指定基準</p> <p>(1) 認証を受けていること。</p> <p>(2) 設備、技術、管理組織等について、指定自動車整備事業の指定基準に適合していること。</p> <p>(3) 自動車検査員（整備主任者として1年以上の実務経験を有し、地方運輸局長の教習を修了した者）を選任すること。</p> <p>(4) 検査設備について、自動車検査用機械器具（8品目）を保有していること。</p>
道路運送車両法	第78条 第80条	第94条	第94条の2
省令	道路運送車両法施行規則 （昭26. 8.16 運輸省令74号） 第57条	優良自動車整備事業者認定規則 （昭26. 8.10 運輸省令72号）	指定自動車整備事業規則 （昭37. 9.26 運輸省令49号）
通達	自動車分解整備事業認証業務資料の送付について （昭26.10.10 自整第47号） 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達） （令2. 4. 1 自整第353号）	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達） （令2. 4. 1 自整第353号）	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達） （令2. 4. 1 自整第353号）

(2) 優良認定基準の概要

認定の種類 項目	1 種 整備工場	2 種 整備工場	特 殊 整 備 工 場				
			車 体 整 備		電気装置整備	タイヤ整備	原動機整備
			(一 種)	(二 種)			
工 員 数	10人以上	4人以上 (ただし、対象車種により5人以上)	5人以上	3人以上	3人以上	3人以上	7人以上
整備士数	4人以上	2人以上	2人以上	2人以上	2人以上	2人以上	1人以上
整備士保有割合	1/3以上	1/3以上	—	—	—	—	—
屋内現車作業場	注2×1.6以上	注2以上	60㎡以上	50㎡以上	35㎡以上	35㎡以上	分解組立作業場 20㎡以上
屋内整備作業場	—	—	—	—	20㎡以上	20㎡以上	60㎡以上
その他の作業場	機械の配置及び作業性からみて十分な面積						
車両又は受注品置場	屋内現車作業場の30%以上の面積						屋内整備作業場の10%以上の面積
完成検査場	完成検査の作業を行うために十分な面積				—	—	完成検査の作業を行うために十分な面積
洗車又は洗淨場	—		洗車作業を行うために十分な面積		—	—	原動機の洗淨を行うために十分な面積
整備用器	認証工場の設備機器の他17品目	認証工場の設備機器の他7品目	17品目	15品目	21品目	22品目	47品目
事業場管理者	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
主 任 技 術 者	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

(注) 1. 「優良自動車整備事業者認定規則」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について」による。

2. 認証基準で定める車両整備作業場及び点検作業場の面積

3. 屋内「指定整備工場の検査設備として完成検査場を有している場合（共同設備を使用する場合を含む。）は、当該完成検査場で足りる。」

(3) 認証工場及び指定工場の基準比較

項目		区分		認証工場	指定工場	
要員	事業場管理責任者			-	1人	
	工員数			2人以上	4人以上 ただし、対象車種により5人以上	
	うち主任技術者			-	1人	
	うち整備主任者			1人以上	1人以上	
	うち自動車検査員			-	1人以上	
	うち整備士	1人以上	〔整備士保有割合1/4以上〕		2人以上 〔整備士保有割合1/3以上〕	
施設	屋内作業場	車両整備作業場	32㎡以上 (4m×8m以上)		屋内作業場	64㎡以上
		点検作業場	32㎡以上 (4m×8m以上)			
		部品整備作業場	8㎡以上			
	電子制御装置点検整備作業場	15㎡以上 (2.5m×6m以上) 〔屋内寸法:7.5㎡以上 (2.5m×3m以上)〕				
	完成検査場	-			完成検査の作業を行うために十分な面積	
	車両置場	16.5㎡以上 (3m×5.5m以上)			屋内現車作業場面積の30%以上	
機器	整備用機器	29品目			35品目	
	検査用機器				8品目	

- (注) 1. 事業場管理責任者、主任技術者、整備主任者及び自動車検査員は、1人で全て兼務することができる。
 2. 認証工場の車両整備作業場、点検整備作業場、部品整備作業場及び電子制御装置点検整備作業場は、普通乗用自動車の場合について示す。また、指定工場における屋内現車作業場についても同様である。
 3. 電子制御装置点検整備作業場は、電子制御装置を対象とする場合に必要となる。
 4. 完成検査場は、現車及び検査用機器のためのスペースである。
 5. 車両置場は、普通乗用自動車の場合について示す。
 6. 指定工場用機器には、認証工場用機器の品目を含む。

(4) 自動車特定整備事業の工場数の推移(全国)

年度末 種類	S50	60	H2	7	12	17	22	29	30	R1	2	3	4
認証工場	71,875	80,242	82,250	84,025	87,076	89,305	91,935	92,044	91,788	91,644	91,532	91,790	91,943
うち指定整備工場	13,859	19,327	20,235	22,553	26,927	28,674	29,224	30,101	30,104	30,107	30,107	30,118	30,144

(5) 指定整備率等の推移(全国)

年度 項目	S50	60	H2	7	12	17	22	29	30	R1	2	3	4
継続検査件数(千台)(A)	10,813	14,950	17,770	21,781	23,430	22,572	22,267	20,612	21,043	20,795	21,431	21,240	21,945
うち指定整備検査件数 (民間車検取扱件数)(千台)(B)	5,666	9,550	11,882	14,392	16,380	16,337	16,506	15,608	15,996	15,852	16,306	16,186	16,703
指定整備率(%) (B/A)	52.4	63.9	66.9	66.1	69.9	72.3	74.1	75.7	76.0	76.2	76.1	76.2	76.1
1指定整備工場当たり取扱件数(台/工場)	409	494	587	638	608	569	564	518	531	526	541	537	554

(6) 自動車整備工場の推移(九州)

令和5年3月末現在

年度 種別	S50	60	H2	7	12	17	22	29	30	R1	2	3	4
認証 (指数)	8,255 100	9,931 120	10,192 123	10,397 126	10,717 130	10,876 132	11,140 135	11,079 134	11,033 134	11,011 133	10,969 133	11,000 133	10,997 133
認定 (指数)	694 100	523 75.4	453 65.3	426 61.4	399 57.5	340 49.0	288 41.5	249 35.9	244 35.2	239 34.4	228 32.9	173 24.9	165 23.8
指定 (指数)	1,454 100	2,076 143	2,195 151	2,447 168	2,987 205	3,280 226	3,372 232	3,517 242	3,525 242	3,526 243	3,534 243	3,535 243	3,552 244
指定整備率	54.7	64.1	66.9	65.7	69.8	72.9	74.7	78.1	78.3	78.8	78.7	79.0	79.0

(7) 県別自動車整備工場数

令和5年3月末現在

目	項	認証工場	認定工場	指定工場
	福岡	3,466	36	1,103
	佐賀	804	3	256
	長崎	1,161	20	387
	熊本	1,584	41	510
	大分	1,051	20	342
	宮崎	1,147	17	392
	鹿児島	1,784	28	562
	九州	10,997	165	3,552
	全国	91,943	2,571	30,144
	九州 / 全国	12.0%	6.4%	11.8%

(8) 自動車整備士合格者数の累計(九州)

令和5年3月末現在

種別 年度	1級 小型	2級 ガソリン ジーゼル シャシ 二輪	3級 ガソリン ジーゼル シャシ 二輪	特殊 タイヤ 車体 電装	計
S50		26,728	95,587	1,971	124,286
S60		47,441	137,440	4,908	189,789
H2		56,475	148,764	5,327	210,566
H7		66,545	157,591	5,607	229,743
H12		78,019	167,316	5,979	251,314
H17	132	91,002	174,803	6,459	272,396
H22	470	105,100	181,646	6,979	294,195
H28	862	117,827	188,692	7,311	314,692
H29	907	119,990	190,124	7,366	318,387
H30	943	122,133	191,549	7,421	322,046
R1	1,003	124,052	192,819	7,495	325,369
R2	1,092	125,700	194,038	7,573	328,403
R3	1,164	127,665	195,544	7,759	332,132
R4	1,270	129,749	197,124	7,856	335,999

(9) 自動車整備士養成施設の現況（九州）

(7) 一種養成施設

令和5年3月末現在

	大学別科	高等学校	専門学校	職業訓練校	計
施設数	0	17	13	11	41
定員（人）	0	1092	1250	260	2602

(4) 二種養成施設 7施設 5,847人

(5) 認定養成施設 2施設 110人
(認定大学)